件名	愛媛県生活文化センター管理条例
主管課	文化振興課
根拠法令等	地方自治法
【条例の概要】	
生活文化センタ-	- への指定管理者制度の導入に伴い、管理の基準、業務の範囲、利用料金等について定
める。	
1 センターの業務	
	活文化の向上を目的とする各種の行事又は集会に必要な施設の提供
 (2) その他必要な業務 - たらないます。 	
(1) 1に掲げる業務の実施に関すること。(2) センターの利用の許可に関すること。	
. ,	
	の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受に関すること。 の利用の保護に関すること
	の利用の促進に関すること。 の施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
(6) その他知事が定める業務	
	事がためる乗物 F前9時から午後9時30分まで
	「前」9時から一後9時30万よで 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、開所時
間を変更することができる。	
4 休所日月	
	」 「定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休所し、又は休所日にセンター
	川用させることができる。
	ョッニュニューニー。 「定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、休所日
を変更することができる。	
5 利用許可 -	- 定の施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可が必要
务	そ例違反者等については、利用の許可の取消し等を行う。
6 利用料金 指	旨定管理者の収入とする。
禾	リ用料金の上限額は、従前の使用料 条 例で規定していた額
禾	リ用料金の額は、指定管理者が知事の承認を受けて決定し、公表する。
即	死に収受した利用料金は、やむを得ない場合を除き、還付しない。
7 利用料金の源	或免 県又は指定管理者がセンターの目的を達成するために必要な事業を行うとき等
施行日	平成18年4月1日